

# 令和3年度開催「秋田県オンライン業界研究会」開催要領

## 1 目的

大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校（以下「大学等」という。）の学生等に対して、業界の内容・職種・インターンシップ等を研究する機会を設けることにより、学生等の職業観の育成と県内就職を促進する。

## 2 主催

秋田県、秋田労働局、秋田新卒応援ハローワーク及び県内各ハローワーク

## 3 開催日時等

日 時：令和3年12月25日（土）～28日（火）10：00～17：15

：令和4年 1月19日（水）～22日（土）10：00～17：15

方 式：オンライン（詳細は別紙のとおり）

参加企業：期間中、最大96社程度とし、各企業とも1日1コマに参加可能とする。

## 4 実施内容

参加企業は、企業情報（採用情報を除く。）・職種・インターンシップ等に関する情報を提供するほか、学生等と質疑応答を行う。

## 5 参加条件

### （1）参加費用

学生等、企業ともに参加費用は無料とする（通信費を除く。）。

### （2）学生等

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等の学生（学年は問わない）及び既卒者

### （3）企業

次の全てを満たすこと。

- ① 勤務地を秋田県内とする採用に積極的であること。
- ② インターンシップの実施予定であって、インターンシップに当日申込みが可能又は当日に内容の説明が可能であること。
- ③ 労働基準法などの労働関係法令の規定違反等により、職業安定法に基づくハローワークの求人不受理対象事業所に該当していないこと。
- ④ 秋田県就活情報サイト「KocchAke!（こっちゃけ）」（以下「こっちゃけ」という。）に企業情報、インターンシップ情報を掲載していること。

## 6 参加申込みについて

### (1) 学生等の場合

別途公開する専用ウェブサイトから事前に申込みを行う。

### (2) 企業の場合

- ・参加希望の企業は、「こっちゃけ」のトップページから各企業の編集画面にログインし、企業情報やインターンシップ情報を掲載するとともに、ダッシュボードから必要事項を入力し、参加申込みを行う。
- ・「こっちゃけ」への会員登録が未了の場合は、トップページの「新規会員登録」から会員登録申請を行い、IDの発行を受けた後に参加申込みを行う。
- ・参加できない日時がある場合は、申込フォームの「確認事項」欄にその旨入力する。
- ・「こっちゃけ」の不具合による場合を除き、電子メールやFAX、電話等、「こっちゃけ」以外からの参加申込みは受け付けない。

### (2) 企業の申込み期限

- ・令和3年11月18日（木）17時
- ・申込み多数の場合は、期限前に申込みを締め切る場合がある。
- ・申込み少数の場合は、申込み期限を延長することがある。

### (3) 参加企業の決定について

- ・移住・定住促進課は、参加企業を決定した後、令和3年11月30日（火）までに、「こっちゃけ」の各企業の編集画面ダッシュボードにその旨告知するとともに、「秋田県オンライン業界研究会」案内ページに参加企業を掲示することにより参加決定通知書の送付に代えるものとする。
- ・「参加企業」の掲示がない企業の参加は、原則として認めない。
- ・参加申込み企業は、令和3年12月1日（水）以降、「参加企業」の掲示がない場合は、移住・定住促進課に必ず問合せすること。

### (4) 問い合わせ先

秋田県 あきた未来創造部 移住・定住促進課 調整・県内定着促進班

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 秋田県庁舎5階

メール hello3751@mail2.pref.akita.jp

電話 018-860-1248

## 7 その他

### (1) 参加企業に関する各種企業情報のウェブサイト等への掲載

- ・参加企業は、参加申込を行った時点で各種企業情報を県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」や「こっちゃけ」に掲載することを承諾したものとする。

### (2) 採用選考に関する遵守等

参加企業は、当該業界研究会の目的を十分に理解し、次の事項を遵守すること。

- ① 当該業界研究会は、採用選考の場ではないため、面談や説明が採用選考とならないよう注意すること。
- ② 大学等を卒業後3年間経過した既卒者への企業説明等については、厚生労働省「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の趣旨を踏まえ対応すること。

### (3) 企業の参加辞退

- ・参加辞退は、参加学生や参加企業に混乱を招くおそれが大きいことから、参加決定後の辞退は厳に慎むこと。
- ・やむを得ず辞退する場合は、直ちに6（4）にある連絡先あてに電子メール及び電話により必ず連絡すること。